

調布市議会改革検討代表者会議第13回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成24年7月24日（火） 午後2時00分～午後4時5分

於：全員協議会室

2 伊藤座長あいさつ

夏休みに入り、にぎやかな子どもたちの声が響きわたっているが、一方で教育委員会が中心となって、いじめの問題で最大の努力をしていると聞いている。議会においても、それぞれの議会で改革推進のため尽力していると思うが、調布市議会では第13回目の会議になる。それぞれ御意見を賜りながら、最善の改革をしていきたいので、皆さんの御理解、御協力をお願いしたい。

3 検討・協議事項

(1) 第12回代表者会議における合意事項

川畑副座長：合意資料8及び資料39を御覧いただき、確認願いたい。国・都への意見書提出の陳情の取扱いは、議会運営委員会の協議を経て議長が判断する。また、議会報告会は、実施に当たり、(仮)議会報告実行委員会を設置・検討し、検討経過を議長及び幹事長会議に報告すること等をその内容とするの2項目である。(仮)議会報告実行委員会設置について、座長から説明がある。

伊藤座長：資料39を御覧いただきたい。議会報告会を実施するため、議会報告実行委員会要領(案)を作成した。実行委員会は、報告会の検討から実施まですべてを行うが、各会派から幹事長が指名する1名の議員を委員とする。委員の任期は議員の任期期間とするが、途中での交代は可能とする。正副委員長の選出は、委員の中から互選で行う。委員長は、実行委員会の運営に必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、資料の提出を求めることができる。実行委員会における検討結果や、協議過程を正副議長及び幹事長会議に報告する。また、実行委員会で検討した結果等は、議長の了承を得るものとする。議会報告会は、議員がみずから、全員参加で行うので、その庶務は実行委員会において処理する。この案が了承されれば、速やかに委員を選出していただく。

川畑副座長：座長の説明に質疑等があれば伺う。

雨宮委員：確認するが、7条の委員以外の者とは、どの範囲なのか。

伊藤座長：実行委員会に属していない議員の意見、もしくはそういった方の持っている資料があれば、提出、説明をお願いする機会を設けたいということで、提案した。

川畑副座長：座長の説明は了承でよいか伺う。

川畑副座長：この会議終了後、速やかに各会派から委員の選出をお願いします。

(2) 少数会派について

川畑副座長：本件は、第12回の会議において、座長提案があり、終わっている。提案は資料40として配付しているが、座長から改めて説明をお願いします。

伊藤座長：調布市議会は、これまで会派に関する規定や定義がなく、認識もそれぞれであった。現行は、一人会派は、認められているものの、議会運営上、幹事長会議や議会運営委員会では、先例・申し合わせにより、正規の構成委員ではなく、オブザーバーとして出席が認められている。こうしたことから、一人会派はこれまでどおり認めていくことを前提に、議事運営をつかさどる幹事長会議や議会運営委員会の委員を選出できる会派の明確化を図るため、交渉会派という新たな名称の会派を位置づけることを提案する。調布市議会において、会派を結成することができることを改めて確認し、会派は会派間で、政策立案等の調整を行い、合意形成に努めなければならない。会派のうち、複数議員で構成する会派を交渉会派とする。複数の最低は2人であることから、交渉会派の要件は2人以上とした。代表質問は、交渉会派ができる。一人会派の意見は尊重する。交渉会派の意見は原則1つとする。一人会派は幹事長会議、議会運営委員会にオブザーバーとして出席できることを改めて確認する。呼称は、オブザーバーとして出席していただくので、従来どおりとする。

川畑副座長：座長の説明のうち、まず資料40の1会派の考え方について質疑等があれば伺う。

林委員：会派の位置づけを改めて確認し、明文化したことは評価する。

雨宮委員：会派そのものに異存はないが、交渉会派の交渉たるゆえんは何か。議会の中における交渉は、だれとだれの交渉なのか、いまだに明確になっていないように思うが、改めて説明願いたい。

伊藤座長：政治の世界では、交渉団体というような名称を使われているようであるが、一般的に会派の所属議員数により、委員会の議席数もしくは発言、質問の時間配分、議案の提出権などの制約がある。一定の所属議員のいる会派は、交渉会派という位置づけである。交渉会派から、議会運営委員会の委員と幹事長会議の構成者が選出されることがまず考えられる。交渉会派は、幹事長会議や議会運営委員会で発言できる会派、また議決がある場合は、表決の権利を持つ会派という考え方になる。

雨宮委員：会派の考え方の1番は基本的に異存なしであるが、2番と3番は矛盾している。2番は、会派間の調整と言っているが、これは一人会派も含んでいる。調整については、全会派に役割を義務付けし、片や交渉会派とあって、一人

会派を事実上排除しているのは、理解できない。これまでの運営の中で、交渉会派を設けないで行ってきたが、単数会派を名乗った方は多数いた。交渉会派に移行しなければならない、具体的な理由などについてもう一度お聞きしたい。

伊藤座長：長い歴史は承知しているが、今回明文化することについては、今までと何ら変更はないと思っている。ただ明文化することによって、複数会派と一人会派の仕切りをきちっとつけようということである。議会基本条例などが制定されるときに、きちっと会派は明文化されるべきだと思う。幹事長会議や議会運営委員会においても、までの長い歴史の中でも、一人会派の方に議決権を与えたり、発言権を複数会派と同じように与えたりということは、なかったと思っている。複数会派委員の発言の後に、オブザーバーなり、〇〇議員さん、〇〇幹事長さん御意見はあるか、こういう仕切りの差は今までもあったと認識しており、交渉会派という形での明文化を図る時期が来ていると考えている。

雨宮委員：これまでと比較して、何ら新たな制限を持ちこむものではないという発言があったが、明らかに交渉会派という概念により、新しい制限が持ち込まれると受けとめているところだ。具体的には、後のところで発言する。

ドゥマンジュ委員：少数会派は、今まで何度も議論され、ここにきて座長提案が出されたが、議会改革については様々な意見を座長がベストミックスをすると受けとめてきた。しかし、この内容を見る限り、林委員からの提案が主な内容であり、ベストミックスになっていないと思うが。

伊藤座長：ベストミックスしている。それは、皆さんの御意見もそうだが、発議者の会派さん、私の考え方、それらをミックスしたもので、御理解願いたい。

ドゥマンジュ委員：例えばどの点がミックスしたところなのか。

伊藤座長：すべてミックスをしている。

ドゥマンジュ委員：交渉会派を明文化することで、単数会派と複数会派をきちっと規定していくという提案だ。市民の側から見ると、議員一人一人を選挙で選ぶことになる。そのとき、無所属として出てくる方もいるが、その後会派をつくることにより、その人の考えが決まってしまうのであれば、市民にとっては、納得できないという意見も聞いている。5番に出ている交渉会派の意見は原則1つとするは、議員一人一人の活動を縛ることになる。調布市議会の長い歴史の中で、一人会派が認められてきたことは、議員一人一人の活動と責任において、市民の意見を議会に伝えていく、しっかり仕事を果たしていくことは、調布市にとっては、いいやり方だと思っている。それを議会改革の名のもとに、こうしたよい点を変更するのは、市民に説明できない。

大河委員：座長の会派の考え方の1つに、議会基本条例に複数会派と単数会派の仕切りが必要だという話があった。いろいろな議会基本条例を見たときに、こういった仕切りは、どの議会もとっているかということ、そうではない。したがって、これは議会改革の絶対条件であるとは認識していない。議員は市民から

信託を得て、その考えを議会に届けに来ているわけである。地方議会で一人会派が認められる例もあることからしても、政策提言等のため、市長との考え方の差異を含め、代表質問があるというふうに思っている。これは、単数と複数の仕切り直しの結果であり、何らそのことに対し、前と様子が違ったわけではないとの説明は、少し違うのではないかと認識している。また、17年間ずっと幹事長会議に出席してきたが、呼称の問題も従来どおりということだったが、ずっとひも解いて拝読すると、会派を離脱され、1人になり、幹事長になったとき、幹事長という呼び名で、ごく普通のやりとりとして、終わった後の、ほかに意見ありませんかとやった議事進行が常にそうであったかということ、必ずしもそうでなかったことは、私自身実際出席しているので、その認識はもう少し整理していただきたいと思う。複数、単数会派の仕切り直しが必要なので、こういうことを明確にすることが市民への説明責任ということにはならない。今までの従来の方というのであれば、会派の考え方はこういうことであるということ、説明すれば十分に足るものではないかと思う。

井上委員：我が会派としては、座長提案に賛同させていただく。

川畑副座長：資料40の1の会派の考え方を議論していただいたが、2から5番を次に議論したい。1について異議はないか。

雨宮委員：会派の考え方は、2で政策立案等を会派間で調整を行わなければならないと、義務規定にし、一方3で、逆転する規定で、交渉会派という概念を導入している。これは明らかに矛盾していると言わざるを得ない。

大河委員：会派の中に、交渉会派を入れることは、まさに会派を拘束するようなイメージだが、これからは討議を重視する議会、それは自由討議が前提になっているので、逆のような話である。今回の提案は、二元代表制の議会を活性化していくことにふさわしいとは理解していない。

ドゥマンジュ委員：市民のアンケートでも、市民に開かれた議会改革の正しい方向は、議員一人一人の活動を活性化することである。交渉会派を導入して、議会の効率化、活性化ということよりも、市民にとってどういう議会であるべきかということを考えていかなければならない。交渉会派の位置づけを明確にすることは納得できない。

伊藤座長：交渉会派は、どういう名称でよいのか、名称だけでよければ、多数会派、単数会派、それでも構わないわけである。そのことに抵抗があれば、まずそこに修正を感じたところだ。ただ、内容は大きく変わっているかということ、議論を進めていきたい。基本的には、内容は変わっていない。議会基本条例の中に、会派とはと入れるべきだと考えている。そこに交渉団体の位置づけをつけ加えるということで、今までと何が変わるかということ、変わることはないと思うので、ぜひ御理解いただきたい。

雨宮委員：座長は従来と何も変わることはないとおっしゃったが、重大な違いがあると思う。4の(1)で交渉会派は代表質問ができるとなっているが、一人会派も

代表質問を保障するなどの記載があれば、従来と変わらないと言えるが、この表現のままでは、明らかに一人会派は。

伊藤座長：4番は、後ほど皆さんの意見を聞きながら、進めていく。

雨宮委員：仕切りの中で、1についてとの言葉が改めて問われたので、言ったわけである。さらに深めた議論は、4でしたい。

川畑副座長：次に2から5番の議論に移る。

雨宮委員：交渉会派は、代表質問をすることができる、そこまでで文章が終わっている。この表現だけでは、従来保障されてきた一人会派の代表質問が明確に担保されない。事実上剥奪されてしまうと読まざるを得ない。

伊藤座長：この表現は、あくまで交渉会派のことを言っているが、御指摘の担保は考えている。例としては、日程1で複数会派の代表質問が行われる。それが終わったら、日程2で、記載の仕方は複数あると思うが、一人会派の基本的施策の質問なりの記載にするとか、仕切りをする。質問の内容はどの会派も基本的施策の質問で変わらない。時間も今までどおりである。

雨宮委員：今の説明を聞くと、2つの会派呼称を入れる必然性はますます見えなくなってきた。むしろ1の会派のところで代表質問は、すべての会派が行える旨の1行を入れて、どうしても交渉会派ということであれば、4についても議会運営委員会の構成メンバーとするみたいな処理の仕方がよいと思う。

大河委員：いろいろ気遣いいただいていることはわかったが、そんなにまでして少数会派と多数会派の区別を明確にすることが、なぜ議会運営の効率化、活性化につながるのか、わかりにくいと思う。従来と変わらないというのであれば、会派はどのようなものであるかを、こういったことであるでいいわけだし、幹事長会議、議会運営委員会は多数会派が、正式な構成メンバーで、一人会派はオブザーバーであると書けば問題ないと思う。

伊藤座長：代表質問の性格は、本によれば、複数議員の所属している団体、会派が行う質問を代表質問という記載されているが、私もそのように理解している。一人会派の代表という仕切り上、わかりにくいと思われる市民の方もおられるのではないか。代表質問の定義からは、複数の議員のいるところの質問と思っている。

大河委員：それは、本の記載で、調布市議会では、会派は、市長の所信表明に対し、代表質問をしてきたことがあり、それを市民から見直すべきと聞いていない。アンケートでもとって、議会にとってより活性化になるのであれば、考えればよいと思う。それぞれの主張があって議員として出てきているが、選挙のときは、どういう会派を名乗り、どのように進めていくかは、実態としてはしていないので、会派は市民にとってわかりにくい。どういうふうに結成し、どういう政策を実現しようとしているのか、それぞれの選挙公約にはないわけである。会派の規定をするのはよいが、わかりやすさなどを考えるのであれば、もう少し整理されたほうがよいと思う。

雨宮委員：政治的、政策的に一致できないので、それぞれ分かれて会派をつくっている。

市長の基本的施策に対して、それぞれの会派が総括的に質問するのが代表質問であると理解している。これを一般質問でできるのではないかという意見もあるが、基本的施策がある議会は予算議案が出てきて、一般質問は議案に関することはできないので、基本的施策の質問に代替することはできない。政治的な立場が違うそれぞれの会派の質問を保障するべきというのが、私の考え方である。

伊藤座長：基本的施策についての質問は担保すべきというのは、先ほど言ったとおり今後も基本的施策についての質問をするということである。複数の所属議員の会派は、代表質問、一人会派は基本的施策の質問をしていただくことになる。一般質問で代替することではない。1番から7番まで提案したが、この部分は了だが、この部分はこうしたほうがよいとか、詰めに入りたいので、よろしく願います。

井上委員：平成15年の議会改革協議会のときも時間をかけて、少数会派問題を協議した経過があると記憶している。平成15年に協議をしたが、そこでも結論が出ない。今回も少数会派ということで、これだけ時間をかけているが、ここで結論が出ないから、この後にとっておくということではなく、結論を出すべきである。1の会派の考え方は了とする。結論を出すための効率化という意味では、交渉会派というのは妥当である。交渉会派は幹事長会議、議会運営委員会の構成メンバーは今までとおりであると認識している。どうしても一人会派の方が代表質問のやり方でなければ困る意向があるなら、それでよいと思う。一人会派の方は第1回定例会で、代表、一般両方の質問を行うことは禁止規定がないので、可能と判断しているが、そのこともしっかりと明文化するところはしたほうがよい。5番の交渉会派の意見の原則ではない場合は何かを伺いたい。またこれまで退席はあったが、会派の結論が1つでなかったことはあったか。

伊藤座長：市長提出の案件は、答えは1つにしていきたい。議員提出議案は、複数の考え方が示されても仕方がない部分もあるのではないかという意味から、原則を入れた。自民党は、市長提出議案で2つの答えを出したことがある。これは了とすべきないと思っている。ほかの会派でも、本会議で退席される方もいるが、今後は答えを1つにしていきたい。

井上委員：5番以外は先ほど述べたとおりである。5番の交渉会派の意見は、関係機関に意見書を提出するものなどは、まとめきれないとき、退席する例が我が会派でもあった。退席も意見のうちという捉え方だと、国政の消費税の問題であったり、郵政の法案であったり、退席される方があったので、交渉会派の意見は原則1つという書き方は、なかなかどうなのかという思いは持っている。

伊藤座長：調布市議会の議会役職の配分は会派の人数により、振り分けていることも一方であるので、基本的には答えを1つにするグループが会派を名乗ると考えているが、皆さんの御意見を聞きながら、最終的な考え方を示していきたい。

- 雨宮委員：会派の意見統一は、会派の内部規律の問題である。一方、二元代表制の地方議会において、議員一人一人に表決権がある。それを外部要因で縛りをつけるのは、原理的にどうなのかと感ずる。慎重に検討したほうがよいと思う。
- 大河委員：市民は選挙で、議員個人に託したので、議員個人の賛否を知りたい。ほかの市議会では、市議会だよりに、会派の下に議員個人の名前を入れて、賛否を書いてあるところもある。会派の意見はまとめられたほうがよいと思うが、議会として議員の態度を拘束するのは、市民の意思を議会に反映することになるのかということ、難しい部分があるので、あえてこのことを、明文化する必要性は、強く認識していない。呼称は、幹事長会議であれば、オブザーバーで出席していても、幹事長でよいと思う。交渉会派という新しい概念を導入するが、市民にわかりやすいかどうかということもある。今までやってきたことをそれなりに文章にすれば、よいのではないか。議会が機関として十分内容のある結論が出せるかが重要なことなので、会派の充実もさることながら、よりいい方向性を出せるような改革の進め方を探っていければと思う。
- 伊藤座長：この7項目のうち、こことここは了だが、ここはもう少し歩み寄りが必要だというような、具体的な意見を出してほしい。
- 井上委員：1、2、3、4、6番は了である。7番目の呼称は、各会派代表者ということで、代表者会議、〇〇会派の代表でいいのではないか。
- 雨宮委員：1～4番は、不可分一体であると受けとめている。交渉会派という概念を導入する必要性は認めていないが、どうしてもということであれば、一人会派の代表質問を何らかの形で担保する、明文規定を追加するなら検討の余地はある。呼称については、私のほうからの提案で、オブザーバーの呼称はやめるという提案だが、皆さんの判断に任せたい。5番は今の段階で、どうだと言える段階ではない。6は現状のままなので、いいのかなと思う。
- 小林委員：会派の中でいろいろ議論があり、基本的には一人会派は認めてきた。本来単数は無所属かなという考えだが、今まで認めてきているので、それでいいのではないかなと思う。問題は、代表質問だと思う。今までやってきたことなので、認めていくことは了とするが、市議会だよりは、会派の人数で時間数が決められているので、記事の文字数はそれに応じた数にすると。そのへんの配慮をすることにより、多数会派も了とするのではないかなと思う。あとは、提案どおりでいいのではないかなと思う。
- 高橋委員：座長提案は、議会運営の効率化、活性化を図るためとあるが、そこに課題があることが背景にあると感じていたので、座長提案はその意味で理解できる。市民の声をどう議会に反映させていくか、行政のチェック機能をどう果たしてしていくかは、多数会派は多くの市民の声が入っていくので、提言していく上で、多くの議員の議論を経ることにより、質の高い提言ができていくことが背景にあるんだろうと思う。座長の提案は代表質問についても配慮されているので、7番の呼称だけは意見を申し上げられないが、それ以外の座長提案は了とする。

大河委員：今までやってきたことを、効率化、活性化という視点に立ったときに、何をもちて効率化、活性化なのか。ということは、十分な議論を尽くせる、議会として市民の意見を行政に十分反映できることが重要なわけなので、議会の中で一番重要なのは会派ということにはならない。機関としてどれだけの内容のものを提案ができるかという視点に立てば、議会基本条例に規定するために会派の明文化を図ることが必要であることは理解できるので、1の会派の考え方はわかる。その中で会派は結成できると書いてあれば、交渉会派と書く必要性は感じていない。5番の交渉会派は、最終的に議員個人に帰結することがあるので、あえて書く必要性はないと思う。会派を名乗っている以上、どういう考えで市政に臨んでいるかを明確にする質問権は、従来どおりお願いしたい。

ドゥマンジュ委員：少数会派の提案は、出されたこと自体に異論はあるが、前回の議会改革協議会のときも出ていたことから、調布市議会にとって大きなテーマになっていることは、認識している。会派は議会基本条例に規定するということであるならば、交渉会派がまだ明確になっていない段階で、この文章を載せるのはどうかなと思う。議会の効率化、活性化の上では会派は必要だと思うが、一人一人の議員としての責任や権能を果たしていく上で、会派というものが本当にどういう位置づけにあるべきなのかは、永遠のテーマで、このくらいの話し合いでは、結論は出ないのではないかなと思う。交渉会派の意見を1つにするというところも、議員一人一人の仕事をしっかり果たしていくことでは、この文章はあえて書かないほうがよいと思う。代表質問は、今のままでよいと思う。

林委員：座長提案は、我が会派の主張がおおむね含まれているので、了とする。会派の考え方をわかりやすく、客観的基準を設けるといったことは当然であると思う。また、代表質問については、時間制限をした議論の経過もあるので、一人会派の議員が代表質問的なことをするのは、認めていいと思っているが、言葉の整理として、代表という言葉は、複数の代表ということが自然だと思っているので、そこはきっちり整理すべきだと思う。

伊藤座長：会派を明文化したいということは、だいたい理解していただけている。会派の単数会派と交渉会派の区分、仕切りは、現在の幹事長会議、議会運営委員会においても、何ら変わらない。発言は指名がなければならない。議会運営委員会で採決に加わることはできない。このことは現在、明確に運営しているわけであり、複数の所属議員の会派を交渉会派と位置づけるだけである。何ら今までと変わるものではないことを御理解いただきたい。交渉会派の定義も、複数の所属議員の会派が根底にある。複数は2人以上なので、最低の人数は2人となる。交渉会派は幹事長会議、議会運営委員会の構成メンバーも今までと同じである。代表質問は、できるで結んでいるが、基本的施策についての質問は担保することを皆さんの合意を得て、議会基本条例に明文化して表していく。交渉会派の意見は分かれているが、会派間の

中身の問題であると指摘をいただいたところだが、会派の中で努力していただくものではないかなと考えている。一人会派はオブザーバーとして幹事長会議、議会運営委員会に出席することができるは、今までどおりである。幹事長会議は今後、代表者会議に改める提案は、尊重して、今後は幹事長会議を代表者会議に名称を変える。呼称は、〇〇代表者とする。以上のことで、いかがか。

川畑副座長：ただいまの座長提案を了とするか。

井上委員：了としたい。

林委員：我が会派も了である。

高橋委員：了とする。

雨宮委員：おおむねの基本方向はよろしいと思うが、次回成案を出していただき、判断したい。特に座長が集約の中で強調された、代表質問の明文規定は、この場で担保をとっておくことにしたい。

小林委員：おおむねこれでよろしいと思う。文書で御提示いただきたいと思う。

大河委員：交渉会派をわざわざ書かなくても、現状のとおりと言っているわけなので、そのことを了とっていない。代表質問は、小林委員からいろいろな意見があったが、大きく否定するものではない。であれば、なおのこと区別してやる必要性はないと思うので、ぜひ熟慮していただいて、内容の成文についてもう一度考えていただきたい。政策決定や立案が議会の中でより活性化して進んでいくことが市民にもわかるようにするために、こういうふうな分け方をすることが結構であるとはよくわからないところである。もう少し書きようがあると思うので、表現の仕方を御考慮いただきたい。

ドゥマンジュ委員：次回提案される座長の提案を見て最終的な判断をしたいと思う。

伊藤座長：おおむね了とする意見が多かったと思うが、中には一考をとという意見もあった。少数会派については1～7番まで改めて次回御提案をしたい。

川畑副座長：この件は、座長の発言のとおり願います。

(3) 常任委員会等の動画配信等について

川畑副座長：この提案は、創政会、共産党、みんなの党、元気派、生活者ネットから出ている。最初に、林委員から提案番号57と63を一括で説明いただき、そのほかの方々には、補足説明があれば願います。

林委員：本会議はインターネット中継、録画配信を実施しているが、常任委員会も市民に見ていただくのも、大事なことではないかということで提案した。簡素な費用でできるユーストリーム等を使ったネット配信を提案した。続いて、本会議のネット中継を市内公共施設で放映するは、現在市民の皆さんが見に行かないと見れないのが現状であるが、議会を知っていただくためには、公共施設で映像が流れていれば、何かの機会を訪れた市民の方は、議会をやっていることがわかるので、提案した。パソコンとネットの環境があれば、大

きな費用はかけずに済む。

川畑副座長：補足説明があれば、伺う。

ドゥマンジュ委員：調布市議会は、4つの常任委員会が同時に開催され、傍聴は1つの委員会しかできないので、大変有意義なことになると思う。費用ができるだけかからない、ユーストリームでの実現を目指していただきたいと思う。

高橋委員：委員会が同時開催になっているので、ライブにこだわることなく、公共施設とかで録画をどこか流しておく時間帯があったりということも、ぜひ加えていただければありがたいと思う。手法とソフトについては、こだわりなくローコストのもので、推進したいと思っている。

川畑副座長：質疑等があれば伺う。

小林委員：費用対効果だが、本会議のインターネット中継は、どれだけ市民の利用があるか整理して、少ないのであればもっと視聴率を上げていく努力をやるのが先であると思う。何でも流せば見てくれるというわけにはいかないと思う。63番のように、市民課のところで、待っている間に画面があるので、本会議の中継を流して、市民に知ってもらうのがまず先かなと思う。そういう中で、委員会のインターネット中継があるかなという意見である。

井上委員：予算はいくらかかるのか、事務局で把握していれば、提示いただきたい。

事務局：概算であるが、ユーストリームを各常任委員会で流すとすると、ノートパソコン、ビデオカメラ、インターネット回線の環境整備が必要で、それら機器のレベルをどの程度にするかの問題はあるが、最低限工事費を含め、1部屋30万円くらいかかる。4部屋で、120万円くらいである。

井上委員：初期投資以外、ランニングコストはかからないのか。

事務局：基本的にはかからない。ユーストリームは、他の場所でもみられているので、費用はかからない。ただ、ユーストリームの放映をやめてしまうなどの事態が起きた場合は、それで終わるようなデメリットはある。

井上委員：本会議のインターネット中継の効果の検証が必要であるという意見が出ているが、そのとおりであると思う。費用は概算で120万円ということだが、高いか安いかは協議をしていくことになると思うが、広報、広聴機能の充実のため、常任委員会が動画配信ということで、自宅で見られる手法を取り入れるのは、意義のあることだと思う。費用対効果のところの理解が得られれば、先に進められるのかなと思う。

大河委員：常任委員会で議論されている内容は、市民に関心の高いものを含んでいる。120万円の費用がかかるということだが、委員会の内容を市民に知らせることができるのであれば、非常に高い効果が見込まれると思う。ただ、本会議を含め配信していることを、市民に広報することもしっかりしていけば、両方見ることで議会がわかるので、市議会だよりの各戸配布の費用を含めて考えても決して高い金額ではないと思うので、できるだけ早く導入したらよいのではないかなと思う。

高橋委員：本会議と委員会の性格は違うのかなと思う。本会議の中継のデータは持って

おく必要はあると思うが、委員会の配信を始めてみて、両方同時に検証してみたらどうかと思う。イニシャルコストはどうかという部分はあるが、少なくとも当初は、リースで始めるとか、コストをかけないで検証するなら、そのような方向がベターかなと思う。ぜひ積極的な取り組みを推進していただきたい。

雨宮委員：基本方向は、推進、促進でよいと思うが、議会広報特別委員会の項目があるので、全部ここでとなると大変だから、協議の場は、そのような場にゆだねたらどうかと思う。

大須賀委員：本会議のやりとりをインターネット中継するかしないかの議論があったとき言わせていただいたことは、どのくらい見てもらうかはとても大事だが、一方で、議会が発信することの努力をすることが求められていることを主張させていただいた。常任委員会も同じことが言えると思う。常任委員会は、事業の細かいやりとりが数字を含めて行われるので、私もそうだが、市民も動画で見たいというニーズは多いと思う。できるだけ早く配信してほしいと思っているのと同時に、精密な動画を流すわけではないので、機材の費用は、努力により下げられると思うので、工夫すれば、それなりの金額におさまると思う。

伊藤座長：いろいろ意見をいただいたが、積極的に推進すべき方向でよろしいのではないかという意見であったと受けとめた。私の現時点での提案は、開かれた議会を目指し、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会を原則公開としたことから、委員会はより公開性を求められている。こうしたことから、ユーストリームにより配信中継することを検討するが、議論の場はこの代表者会議で一定の方向性は決めていく。そのために、必要な予算を確保してから実施する。ユーストリームによる中継は、4常任委員会同時に実施するが、カメラが固定されるため、委員が平等に映らない可能性もあるので、どのように映るのか、検証する。本会議ネット中継を市内公共施設で放映することは、理事者と検討する。

川畑副座長：座長提案に御意見等があれば、伺う。

大河委員：委員会の委員席をどうするのかの議論が前にあったが、より活性化できる議論をするための工夫とかの議論を深める必要があると思う。

伊藤座長：私から提案したばかりであるので、次回また議論するのがいいのか、本日、議論を深めるのがいいのか、迫られる時間となってきたが、意見をいただきたい。

井上委員：動画配信については、全く異論はないが、費用対効果の問題も一度会派に持ち帰りさせていただきたい。

雨宮委員：継続にさせていただきたい。

林委員：座長の提案のとおり進めていただいて結構だが、次回費用の問題とかを皆さんと意見交換をする必要があると思う。

川畑副座長：継続協議の意見が出ているが、それでよいか伺う。

—了承—

川畑副座長：会議の時間がなくなったので、残りの事項の議論は次回以降に行う。

4 その他

○ 第14回代表者会議の日程について

第14回代表者会議を8月10日（金）午後2時から、場所は全員協議会室で開催
することを確認した。

合意資料8：第12回代表者会議合意事項

資料38：第13回検討資料

資料39：市民への議会報告実行委員会要領（案）について

資料40：少数会派について座長提案